

# 市議会議員一般選挙は 平成20年2月3日(日)です ～みんなのみらい みんなの一票で～

つくばみらい市議会議員一般選挙が平成20年1月27日(日)に告示され、平成20年2月3日(日)に投票が行われます。

市議会議員の任期については、市町村合併の特例に関する法律第7条の規定による在任特例を適用し、平成20年2月29日までの期間となっています。今回の選挙は、その在任期間の満了に伴い行われるもので、選挙すべき定数は20人です。

つくばみらい市として初めての市議会議員を選ぶ大切な選挙です。あなたの1票を新しいまちづくりの反映させるためにも、必ず投票しましょう。

## 投票日

▼日時 平成20年2月3日(日)

午前7時から午後8時まで  
投票日には必ず投票所入場券を持参してください。

入場券が届かないときや、万が一入場券を紛失された場合は、投票所の係員に申し出てください。本人であることを証明できるもの(運転免許証など)を提示の上、投票していただくことになります。

## 投票資格

この選挙で投票できる方は、平成20年1月26日現在で調製するつくばみらい市の選挙人名簿に登録され、投票日当日まで有効に選挙人名簿に登録されている方です。

○昭和63年2月4日までに生まれた方

○3か月以上つくばみらい市内

## ●不在者投票ができる人

市外に滞在・旅行中の方は、滞在・旅行先の市区町村の選挙管理委員会にて不在者投票ができますので、お早めに市選挙管理委員会に請求してください。投票用紙は滞在先へ郵送いたします。

県選挙管理委員会の指定した病院や老人ホームなどの施設に入院・入所している人は、そこで不在者投票をすることができますので、病院・施設に申し出てください。

## 代理投票

身体の故障や字が書けないなどの理由で、投票用紙に自署できない方は、投票所の係員に申し出てください。係員が秘密を厳守し投票のお手伝いをします。

## 郵便投票制度

身体に重度の障害があるため、投票所に行つて投票することができない方には、自宅から郵便で投票できる郵便投票制度があります。

○身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が法定要件を満たしている方(両下肢、内臓機能、移動機能の障害の程

度が1級または2級など)  
○介護保険の要介護5に認定されている方  
※詳しくは3ページの表1をご覧ください。

郵便による投票を行うには、市選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要となります。

郵便等投票証明書の発行手続きは、手帳など証明するものをお持ちいただければ代理の方でも行うことができますが、時間を要しますので、お早めに市選挙管理委員会に交付申請をしてください。

また、郵便投票ができる方のうち、自ら投票の記載ができない方として定められた一定の要件に該当する方は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た方(選挙権を有する者)に投票に関する記載をもらうことができます。

選挙の際は、「郵便等投票証明書」を市選挙管理委員会に提示(代理人・郵送も可)し、投票用紙の請求手続をしてください。  
なお、投票用紙の請求期限は平成20年1月30日(水)までです。

## 期日前投票と不在者投票

に住所を有する方(平成19年10月26日までに転入手続きをした方)

投票日に、投票所へ行って投票できない方のために、期日前投票制度と不在者投票制度があります。

## ●期日前投票ができる人

投票日に、仕事・旅行などの予定がある方は、期日前投票ができます。

▼期間 平成20年1月28日(月)～2月2日(土)

▼時間 午前8時30分から午後8時まで

## ▼場所

- つくばみらい市役所伊奈庁舎1階ロビー
- つくばみらい市役所谷和原庁舎1階相談室

※投票の際は、投票所入場券を持参してください。